

関東信越税理士会 熊谷支部2月例会次第

日時 平成28年2月9日(火)
午前9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | | |
|---------------|--------------------------|---|-------------|
| (1) 1月14日(木) | 支部例会・研修会・署との協議会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) 1月15日(金) | コールセンター業務事前説明会 | 於 | 大宮法科大学講堂 |
| (3) 1月16・17日 | 高橋信雄会員 通夜・告別式 | 於 | さいたまセレモニー |
| (4) 1月20日(水) | 農業青色申告会との調印式 | 於 | 深谷農協 |
| (5) 1月22日(金) | 四者協議会・意見交換会 | 於 | 熊谷商工会議所・徳樹庵 |
| (6) 1月25日(月) | 電子申告パソコン操作研修会 | 於 | 埼玉工業大学 |
| (7) 1月28日(木) | 正副支部長・署との協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (8) 1月28日(木) | 正副支部長・地域長会議 | 於 | 支部事務局 |
| (9) 1月28日(木) | 熊谷青色申告会新春懇談会 | 於 | マロウドイン熊谷 |
| (10) 2月 1日(月) | 電子申告パソコン操作研修会 | 於 | 埼玉工業大学 |
| (11) 2月 2日(火) | 埼玉県宅地建物取引業協会埼玉北支部新年賀詞交歓会 | 於 | 埼玉グランドホテル深谷 |

2. 会務予定及び連絡事項

(1) 支部例会

日時 2月 9日(火)午前9時30分～

場所 ホテルガーデンパレス

(2) 研修会

日時 2月 9日(火)午後1時00分～5時00分

内容 確定申告期研修

講師 熊谷税務署担当官

(3) 富岡清後援会「新春の集い」

日時 3月13日(日)午後3時00分～

場所 ホテルガーデンパレス

(4) 熊谷さくらマラソン

日時 3月20日(日)

場所 熊谷市内

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

税理士法人従たる事務所廃止

税理士法人IKG宮町オフィス(平成28年1月12日)

6. 次回例会予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 3月25日(金) 午後4時00分～ 例会

4時30分～ 署との協議会

5時00分～ 確定申告期慰労会

バス 午後3時40分 熊谷駅南口・市役所発

7. 支部ホームページ

ユーザー名	kumazei
パスワード	kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.sakitama.or.jp/tains-k/>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

* 今後の例会日日程を掲載しました。(平成28年2月9日現在)

4月例会	4月 7日(木)	午前9時30分～
5月例会	5月11日(水)	午前9時30分～

* 予定ですので変更になる場合もあります。

<p>e-tax・L-taxの利用を推進しましょう。 法定資料の提出はe-taxの利用をお願いします。</p>

<p>確定申告関係用紙の配布については、今後縮小する方向で検討中です。国税庁のホームページからダウンロードして利用するか、e-taxの利用をお願いします。</p>



新年度の始まりといえばこの研修会!

税経研究所 研修会のお知らせ

◆講師



税理士 山本守之先生

租税訴訟学会副会長 (研究・提言担当)、日本税務会計学会顧問

千葉商科大学大学院 (政策研究科、博士課程) プロジェクトアドバイザー

◆テーマ

平成 28 年度税制改革と今後の税制のあり方

～これでいいのか税制改革～

◆開催日時・会場 開催時間は各会場とも 10:00～16:30 (研修時間 5.5 時間カウント)

開催日	会場	受講料(テキスト代込)	定員
4月12日(火) 大宮会場	大宮ソニックシティ・国際会議室 大宮駅「西口」から徒歩約3分	8,000円	140名
4月15日(金) 上田会場	ささや 上田駅「お城口」から徒歩約13分	10,000円(昼食付)	120名
4月21日(木) 新潟会場	ANAクラウンホテル新潟 新潟駅「万代口」から徒歩約10分	10,000円(昼食付)	120名

◆申し込み方法

郵便局備え付けの払込取扱票に、必要事項(会場名、所属支部、税理士登録番号、氏名)をご記入の上、下記口座までご送金ください。お申し込みの確認が取れましたら、受講票を順次お送りいたします。

※口座記号・番号…00160-1-33355 加入者名…関東信越税理士会 税経研究所

(記入例)

00160-1-33355		24000
関東信越税理士会 税経研究所		
4/23 大宮会場	行田支部 44020	税経 太郎
		職員 税務 節子
		税務 一郎
*330-8054		
行田市上郷7-20-64		
税経 太郎		
048-643-1661		

・職員の方の受講も可能です。払込取扱票に「職員」とご記入ください。また、受講票は会員宛てにお送りしておりますので、職員の方のみ受講の場合も、送付先会員の登録番号、お名前をご記入ください。

・キャンセルは開催日3日前までお受けいたします。キャンセルをされずに当日ご欠席されました方には、後日テキストをお送りいたします。

・その他不明点等ございましたら、お気軽にお問合せください。

◆主催・問い合わせ先 関東信越税理士会 税経研究所

TEL: 048-643-1661 FAX: 048-643-1475 (担当・高橋)

平成28年 2月 9日
関東信越税理士会熊谷支部

会員・準会員各位

3月例会・確定申告慰労会のご案内

標記の件につきまして下記の通り開催いたしますので、ご出席下さいますようお願いいたします。

記

日時	3月25日(金)	
	午後4時00分～4時30分	支部例会・地域例会
	午後4時30分～5時00分	署との協議会
	午後5時00分～	確定申告慰労会
場所	ホテルガーデンパレス	
バス	午後3時40分 熊谷市役所付近・熊谷駅南口	
会費	無料	

* 下記の出欠表を3月18日(金)までに支部事務局宛ご提出下さい。

きりとり不要 FAX521-9612

3月25日(金)の慰労会に

出席 ・ 欠席 します。

氏名 _____

* 2月1日から15日までの『会員事務所における無料相談』で、実績のあった先生は会員事務所用の税務相談表をFAXにて事務局に2月末日までにお送り下さいますようお願いいたします。

FAX 521-9612

研修に関する申請について

支部長 各位

日ごろは会務運営に特段のご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、ご承知のとおり研修制度については、会則における義務化に伴い平成27年6月開催の本会定期総会において、新しい規則、細則等が制定され、平成28年4月1日から施行となります。

この制定された規則、細則等により、税理士会員が自ら申請しなければならない事項について次のとおり改めてお知らせいたします。また、併せて支部会員の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、昨年12月の合同会議で申し上げました日本税理士会連合会作成の「税理士会「研修関係諸規則」に関する運用指針【添付1】」もお送りいたしますので、支部における研修運用の際にご活用ください。

1. 研修受講義務の免除の申請について

会員は、次の事由により研修受講義務の免除を受けようとするときは、当該事業年度終了日から3月以内に「研修受講義務免除申請書」【添付2】に所定の事項を記載して、関東信越税理士会（以下、「本会」という。）に提出しなければなりません。[研修諸規則Q&A：P14・15【添付4】]

■規則第6条第1項(受講義務の免除)及び細則第8条(受講義務の免除の手続)

- (1) 負傷又は疾病により療養していること
- (2) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害によること
- (3) 税理士法第43条後段に規定する報酬のある公職に就いていること
- (4) 国会議員又は地方公共団体の議会の議員であること
- (5) 出産、育児、介護その他これらに類する事由によること

2. 受講時間の認定に関する申請について

会員は、次の受講時間の認定を受けようとするときは、受講した翌月15日までに「受講時間認定申請書(その他の研修)」(第6号様式)【添付3】を本会に提出する必要があります。[研修諸規則Q&A：P5～7、P16～18【添付4】]

■細則第5条(その他の研修の範囲)

- (1) 大学等及び民間団体が実施する研修で認定を受けていないもの
- (2) 日本弁護士連合会、日本公認会計士協会その他法律で定める士業団体が実施する研修
- (3) 他会の認めた研修

■細則第6条第1項第2号及び第2項(研修に受講時間の算定等)

- (1) マルチメディアを利用する方式により受講したとき
- (2) 研修の講師(研究発表者、パネリスト等を含む。)を務めたとき

平成28年1月20日

総合企画部長 本塚 雄一郎

研修部長 井筒 一郎

【免除申請書 表面】

別紙様式

平成 年 月 日

関東信越税理士会

登録番号 第 号

会長 殿

支部

事務所 〒

所在地

氏名 _____ 印

電話 ()

生年月日 年 月 日

研修受講義務免除申請書

私は、研修規則第6条に基づき、研修受講義務の免除を受けたいので、下記の通り申請します。
なお、研修規則第6条第1項各号のいずれにも該当しなくなったときは、遅滞なくその旨を本会に通知いたします。

記

1. 研修受講免除申請期間

a 平成 年 月 日から平成 年 月 日までの カ月間

(免除期間の終了日は、申請する事業年度の末日までです。 細則第10条第1項)

b 受講免除時間 36時間 ÷ 12月 × a = 時間

c 今年度受講義務時間 36時間 - b = 時間

注： 免除期間の算定にあたっては、15日以上は1ヵ月とし、15日未満は切り捨てる。

2. 免除を受けようとする理由 (規則第6条第1項第____号該当)

具体的理由の記載

3. 添付書類 (規則第6条第1項第____号 該当番号____ 『裏面参照』)

具体的添付書類名の記載

研修受講義務免除申請書 添付書類一覧 (研修規則第6条第1項関係)

1号	負傷又は疾病により療養していること。	
該当 番号	①	医師の診断書又はそれに準ずる書類
	②	上記①が提出できない場合には、免除申請書「2」欄に具体的理由を記載するとともに、申述書を提出しなければならない。

2号	震災、風水害、火災その他これらに類する災害によること。	
該当 番号	①	り災証明書その他これに準ずる書類
	②	上記①が提出できない場合には、免除申請書「2」欄に具体的理由を記載するとともに、申述書を提出しなければならない。

3号	税理士法第43条後段に規定する報酬のある公職に就いていること。	
該当 番号	①	勤務証明書その他これに準ずる書類

4号	国会議員又は地方公共団体の議会の議員であること。	
該当 番号	①	議員であることを証する書類

5号	出産、育児、介護その他これらに類する事由によること。(親族等を対象とするものを含む。)		
該当 番号	出産 育児	①	母子手帳の写し
		②	育児の場合は、免除申請書「2」欄に育児により研修受講が困難である旨を記載するとともに、申述書を提出しなければならない。
		③	上記①又は②のいずれにも該当しない場合には、免除申請書「2」欄に、その具体的理由を記載するとともに、申述書を提出しなければならない。
	介護 その他	④	介護認定書その他これに準ずる書類で要介護状態又は要支援状態であることを明らかにするもの及び申述書。(介護認定申請中の場合には申請中である旨の申述書)。
		⑤	上記④が提出できない場合には、免除申請書「2」欄に具体的理由を記載するとともに、申述書を提出しなければならない。

<注意事項>

- ア 記載されているもののほか、特に必要と認める書類の追加提出を求めることがあります。(細則第8条第2項)
- イ 提出された書類は、受講義務の免除承認の有無にかかわらず返却いたしません。(細則第8条第3項)
- ウ 免除を受けることができる期間は、免除開始の日からその事業年度末日までとします。(細則第10条第1項)
- エ 免除を受けた事業年度の翌事業年度以降も免除申請をする場合には、新たに免除申請書を提出しなければなりません。(細則第10条第2項)
- オ 免除期間中においても、規則第6条第1項に該当しないことが明らかになったときには免除を取り消すことがあります。(細則第11条第3項)

(第6号様式)

受講時間の認定を受けようとする会員用

平成 年 月 日

関東信越税理士会 御中

受講時間認定申請書

「その他の研修」

(研修細則実施要領第17条関係)

1. 申請者	申請者氏名 _____ 印 (登録番号 _____) (所属支部 _____) (本会入会日 _____ 年 月 日) 〒 _____ 事務所所在地 _____ _____ 連絡先 TEL _____ (_____) FAX _____ (_____) E-mail _____
2. 実施内容	実施団体名 _____ 日 時 平成 年 月 日 () (_____ 時 分 ~ _____ 時 分) (時間数: _____ 時間 分) 会 場 _____ 講 師 名 _____ 研修テーマ _____ 研修の概要 _____ _____ _____ (上記の研修の概要については、別紙添付可)
認定の可否	理 由
可 否	

※① 案内文等研修内容が確認できるものを添付してください。

② 他の税理士会の認定研修を受講した場合には、実施団体名の後に認定である旨を付記してください。

③ 認定の可否理由欄は、記入しないでください。

④ 翌月の15日までに提出してください。

日時 平成 28 年 2 月 9 日 (火)
9 時 30 分～
場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

席上配付資料「個人事業税に関する照会文書の送付について」

4 税務署からの連絡事項

(1) e-Taxの一層の普及及び定着について

(総務課)

e-Tax の普及・定着につきましては、日頃からご協力いただき、ありがとうございます。

まもなく、12月決算法人の申告時期を迎えます。申告書の提出に当たりましては、e-Taxをご利用くださいますようお願いいたします。

また、平成27年分所得税の確定申告書の提出につきましても、引き続きe-Taxをご利用いただくとともに、関与先企業の従業員の方に対して、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用した自宅からの申告をご案内いただき、確定申告期間中の税務署への来署者の削減についても、併せてご協力をお願いいたします。

(2) 期限内納付指導及び振替納税の利用推進について

(管理運営部門)

	申告期限・納期限	口座振替日
所得税及び 復興特別所得税	3月15日(火)	4月20日(水)
消費税及び地方消費税 (個人事業者)	3月31日(木)	4月25日(月)
贈与税	3月15日(火)	

租税収納の確保と滞納の未然防止の観点から、顧問先に対する期限内納付指導及び振替納税の利用勧奨をお願いいたします。

(3) 消費税課税事業者(個人)に対する振替納税利用勧奨について (管理運営部門)

滞納の未然防止・期限内収納確保のため、まだ口座振替を利用していない個人の消費税課税事業者の方に対して、2月上旬に文書による利用勧奨を実施する予定です。文書が届いた顧問先に対しましては、口座振替の利用を勧奨させていただきますようお願いいたします。

(4) 確定申告書等の提出者名簿について

(個人課税部門)

別添1「平成27年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書等の提出(受付)名簿」参照

別添2「平成27年分関与先企業等の従業員に係る確定申告書等の提出(受付)名簿」参照

確定申告書の提出に当たりましては、熊谷支部の先生方のほとんどがe-Taxをご利用いただいているところですが、口座振替依頼書やe-Taxで送信できない添付書類等を提出する際には、別添1、2を2部(提出用及び控用)作成し早期にご提出いただくようお願いいたします。

(5) 贈与税 e-Tax の積極的利用について

(資産課税部門)

別添3「贈与税の申告も e-Tax で代理送信!!」参照

贈与税の申告については、税理士の関与割合が約半数を占めており、今後、更に税理士の皆様に e-Tax をご利用いただくことが普及・拡大に直結するものと考えております。積極的な利用に、ご協力をお願いいたします。

なお、関東信越税理士会ホームページの会員用サイト内の各種税務マニュアルの中に贈与税の申告書代理送信マニュアルも掲載されているようですのでご活用ください。

添付書類

- 1 「平成 27 年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出（受付）名簿」
- 2 「平成 27 年分関与先企業等の従業員に係る確定申告書の提出（受付）名簿」
- 3 「贈与税の申告も e-Tax で代理送信!!」

席上配付資料

「個人事業税に関する照会文書の送付について」

「平成 27 年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出（受付）名簿」

「平成 27 年分関与先企業等の従業員に係る確定申告書の提出（受付）名簿」

税務署長 殿

提出税理士	住所
	氏名 (名称)
	電話

平成27年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書等の提出(受付)名簿

No	住 所 (市区町村名)	氏 名	提 出 書 類										その他					
			所得税 申告書	青色申告 決算書	収 支 内訳書	譲渡所得 関係書類	贈与税 申告書	消費税 申告書	税理士法 第30条の 書面	税理士法 第33条の2 の書面	預貯金口座 振替依頼書	e-Tax 添付書類 所得税		贈与税				
4																		

(注) 1 確定申告書等の提出書類とともに2部(提出用及び控用)作成し提出してください。
 2 「提出書類」欄は、該当する箇所に○印を付してください。
 3 該当する書類の欄がない場合は、「その他」欄に書類名を記載してください。

税務署長

平成27年分 関与先企業等の従業員に係る確定申告書等の提出(受付)名簿

税 理 士 氏 名	
住 所	
氏 名 (名称)	
電 話	

No.	住 所 (市区町村名)	氏 名	提 出 書 類											
			所得税 申告書	青 色 申 告 決 算 書	収 支 内 訳 書	譲渡所得 関係書類	贈与税 申告書	消費税 申告書	税理士法 第30条の 書面	税理士法 第33条の 2の書面	預貯金 口座振替 依頼書	e-Tax 添付書類		その他
												所得税	贈与税	
5														
10														
15														
20														

- (注) 1 当名簿は、2部（提出用及び控用）作成し、確定申告書等の提出書類とともに提出してください。
 2 「提出書類」欄は、該当する箇所に○印を付してください。
 3 該当する書類の欄がない場合は、「その他」欄に書類名を記載してください。

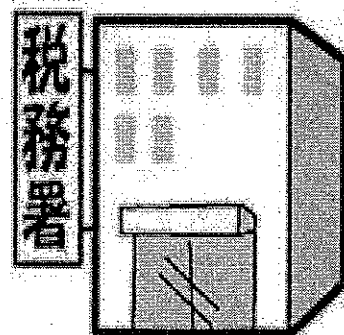
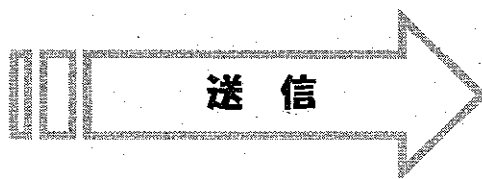
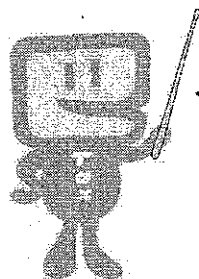
贈与税の申告も

e-Taxで代理送信!!

贈与税の申告につきましても、e-Taxの利用が可能となっています。

税理士の皆さんが、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) の「確定申告書等作成コーナー」で贈与税の申告書を作成し、そのまま代理送信で提出することもできます。

また、贈与税の申告期間中は 24 時間 (メンテナンス時間を除く。) 提出可能ですので、是非、ご利用ください。



確定申告書等作成コーナーの操作に関するお問い合わせは、

「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(Tel. 0570-01-5901) ^{e-リクセイ}

へお問合せください。

ヘルプデスクの受付時間、利用開始の手続、利用可能期間、パソコンの推奨環境、よくある質問 (Q&A) 等、e-Tax に関する最新情報は、e-Tax ホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。

代理送信までの流れ（確定申告書等作成コーナーを利用した場合）

STEP 1 初期登録等

代理送信を行うためには、税理士の皆さんが自身の開始届出書を提出して、「税務代理によるご利用が可能となった旨の通知」を受信し、初期登録（電子証明書の登録等）を行っていただく必要があります。

STEP 2 関与先納税者の開始届出書の提出

税理士の皆さんが関与先納税者の申告書をe-Taxにより代理送信するためには、関与先納税者の開始届出書を所轄税務署に提出する必要があります。

税理士の皆さんは、e-Taxソフト等を利用して関与先納税者の開始届出書を代理で提出することができますので、是非ご利用ください。

もちろん、関与先納税者がオンラインや書面で提出することもできます。

※ 関与先納税者が利用者識別番号を取得している場合には、関与先納税者の利用者識別番号を確認し、STEP 4に進んでください。

STEP 3 利用者識別番号と暗証番号の通知

- 1 税理士の皆さんが開始届出書を代理で提出した場合は、即日、オンラインにより利用者識別番号等が発行され、税理士及び関与先納税者双方のメッセージボックスに格納されます。
- 2 関与先納税者が開始届出書をオンラインにより提出した場合には、即日、オンラインにより利用者識別番号等が発行され、関与先納税者のメッセージボックスに格納されます。
- 3 関与先納税者が開始届出書を書面で提出した場合には、後日、郵送により利用者識別番号等が記載された通知書が送付されます（送付までに、最短で1週間程度要します。）。

STEP 4 申告書の作成

国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」で、贈与税の申告書を簡単かつ正確に作成することができます。

しかも、相続時精算課税などの特例を適用する場合にも、チェック形式になっているため、特例適用要件の確認が簡単です。

STEP 5 代理送信による提出

税理士の皆さんが代理送信する場合には、税理士の皆さんの電子証明書を添付することで、送信が可能となります。関与先納税者の電子証明書は必要ありません。

なお、税理士の皆さんが代理送信した場合、税理士及び関与先納税者双方のメッセージボックスに受信通知が格納されますので、関与先納税者においても受信結果の確認ができます。

STEP 6 添付書類の提出

相続時精算課税や住宅取得等資金の非課税などの適用を受ける申告については、住民票や登記事項証明書等の必要書類を別途提出いただく必要があります。

なお、提出に当たっては、「平成27年分の贈与税の申告書等送信票（兼送付書）」も併せて提出願います。

税務署長 殿

住所
氏名 (名称)
電話

提出税理士

平成27年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書等の提出(受付)名簿

No.	住 所 (市区町村名)	氏 名	提出書類												その他																										
			所得税 申告書	青色申告 決算書	収 支 内訳書	譲渡所得 関係書類	贈与税 申告書	消費税 申告書	税理士法 第30条の 書面	税理士法 第33条の2 の書面	預貯金口座 振替依頼書	e-Tax 添付書類																													

(注) 1 確定申告書等の提出書類とともに2部(提出用及び控用)作成し提出してください。
 2 「提出書類」欄は、該当する欄所に○印を付してください。
 3 該当する書類の欄がない場合は、「その他」欄に書類名を記載してください。

税務署長

平成27年分 関与先企業等の従業員に係る確定申告書等の提出(受付)名簿

税 理 士 氏 名	
住 所	
氏 名 (名称)	
電 話	

No.	住 所 (市区町村名)	氏 名	提 出 書 類												
			所得税 申告書	青 色 申 告 決 算 書	収 支 内 訳 書	譲 渡 所 得 関 係 書 類	贈 与 税 申 告 書	消 費 税 申 告 書	税 理 士 法 第 30 条 の 書 面	税 理 士 法 第 33 条 の 2 の 書 面	預 貯 金 口 座 振 替 依 頼 書	e-Tax 添 付 書 類	そ の 他		
5															
10															
15															
20															

- (注) 1 当名簿は、2部(提出用及び控用)作成し、確定申告書等の提出書類とともに提出してください。
 2 「提出書類」欄は、該当する箇所に○印を付してください。
 3 該当する書類の欄がない場合は、「その他」欄に書類名を記載してください。

個人事業税に関する照会文書の送付について

- 1 平成27年分不動産の賃貸状況について
不動産貸付収入のある方に対して、「平成27年分賃貸状況明細書」をご提出いただくための照会文書を送付しています。
様式については裏面をご覧ください。

- 2 平成27年分医師及び歯科医師等の社会保険診療等に係る収入金額等について
医師及び歯科医師等の個人事業税の算出にあたっては、社会保険診療から生ずる非課税所得の金額や社会保険診療に従事した専従者の控除額の計算が必要となります。そこで、「平成27年分社会保険診療等に係る収入金額の明細書」をご提出いただくための照会文書を送付しています。
様式については裏面をご覧ください。

- 3 照会の根拠規定
地方税法第72条の55第4項及び埼玉県税条例第31条の10第3項

- 4 回答期限等
 - (1) 照会文書発送日 平成28年2月1日(月)
 - (2) 回答期限 平成28年3月31日(木)

- 5 問い合わせ先
埼玉県熊谷県税事務所 課税第二担当(個人事業税担当)
048-523-0475

6 照会文書様式

(1) 平成 27 年分賃貸状況明細書

平成 年分不動産の賃貸状況明細書（貸付面積も必ずご記入ください。）

種別	貸付不動産の種類	貸付不動産の所在地	貸付不動産の名称 (アパート・駐車場等の名称)	貸付可能数 (坪・棟・室・台)	貸付数 (坪・棟・室・台)	貸付面積 (延床・土地・駐車場)	収入金額	特記事項
建物	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 住宅以外 【一戸建・一戸建以外】					m ²		
建物	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 住宅以外 【一戸建・一戸建以外】					m ²		
建物	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 住宅以外 【一戸建・一戸建以外】					m ²		
土地	<input type="checkbox"/> 宅地用 <input type="checkbox"/> 駐車場用 <input type="checkbox"/> その他 ()					m ²		
土地	<input type="checkbox"/> 宅地用 <input type="checkbox"/> 駐車場用 <input type="checkbox"/> その他 ()					m ²		
土地	<input type="checkbox"/> 宅地用 <input type="checkbox"/> 駐車場用 <input type="checkbox"/> その他 ()					m ²		
駐車場	<input type="checkbox"/> 青空駐車場 <input type="checkbox"/> 建物：立体式、ガレージ等					m ²		
駐車場	<input type="checkbox"/> 青空駐車場 <input type="checkbox"/> 建物：立体式、ガレージ等					m ²		
駐車場	<input type="checkbox"/> 青空駐車場 <input type="checkbox"/> 建物：立体式、ガレージ等					m ²		
その他	<input type="checkbox"/> 線下補償 <input type="checkbox"/> 電柱 <input type="checkbox"/> 看板 <input type="checkbox"/> 携帯アンテナ <input type="checkbox"/> その他					m ²		

次の不動産収入は個人事業税の課税対象外です。
これらの収入がある場合は、明細書に種類と金額をご記入ください。

- ・ 高圧線の線下補償（東京電力、JR）
- ・ 東京電力及びNTTの電柱敷地料

注：アパートのBフレックス電気料は課税対象です。
ご注意ください。

収入金額合計（確定申告書の不動産収入金額合計と一致することに留意してください。） 円

所得税で青色申告をしましたか 1：はい（不動産所得からの青色申告特別控除額 10万・65万・円） 2：いいえ
貸付に関して変更がありましたか 1：あった（変更内容： ） 2：なかった

本書を関与税理士が作成した場合にご記入ください。 本書の記載内容に関するお問い合わせ先にチェックを入れてください。
関与税理士 電話番号 ご本人 関与税理士

(2) 平成 27 年分社会保険診療等に係る収入金額の明細書

(宛先) 埼玉県 県税事務所長 平成 年 月 日
住所(居所)
(フリガナ)
氏名 電話番号
病院または診療所所在地 電話番号
名称
関与税理士 電話番号

平成 年分 社会保険診療等に係る収入金額等の明細書

収入金額	社会保険等診療分	円
	社会保険診療分以外の診療分(自由診療分)	円
	雑収入(医療等に付随して生じた診療分以外の収入)	円
	合計(確定申告における医療の収入金額合計と一致することに留意してください。)	円

所得金額 (青色申告者の方は青色申告特別控除額の控除後の所得金額)	円
専従者給与(控除)額	円
事業用資産の譲渡損失など (種目：)	円

所得税で青色申告をしましたか 1：はい (医療等の所得からの青色申告特別控除額 10万円・65万円・円) 2：いいえ
年の途中で開業または廃業をしましたか 1：はい (開業または廃業年月日 平成 年 月 日) 2：いいえ

医療または歯科医療を営む方は、記入してください。
所得税の確定申告で租税特別措置法第26条の規定 (社会保険診療報酬の所得計算の特例) を選択しましたか。 1：した 2：しない

※ 「青色申告決算書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》」又は「収支内訳書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》」の写しをご提出いただいても結構です。